

議員提出議案第14号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月2日

芦屋市議会議長 中島健一様

提出者	あしや政風会	川上あさえ
	公明党	西村まさと
	至誠会	寺前尊文
	日本共産党 芦屋市議会議員団	川島あゆみ
	日本維新の会	橋本隆
	会派に属さない議員	山口みさえ
	〃	中村亮介
	〃	たかおか知子
	〃	大原裕貴

提案理由

国及び国会に対し、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けての一層の努力を要請するもの。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣

## 非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年（1967年）に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年（1971年）にはその遵守に関する決議が衆議院で可決されて以来、我が国の基本方針として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

我が国は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現を目指し、平成6年以降、毎年国連総会に核兵器廃絶決議案を提出してきました。国際社会においても、非核三原則を堅持する立場を繰り返し示し、平和と安定の維持に一定の役割を果たしてきたところです。

しかし、近年の国際情勢の変化や安全保障をめぐる議論が活発化する中で、こうした時代だからこそ、核兵器の恐ろしさを知る我が国が、改めて非核三原則を揺るぎなく守り続けることが、地域と世界の安定にとって重要です。

芦屋市は、昭和60年（1985年）に「非核平和都市」を宣言して以来、本年度41年を迎えます。文化・教育を礎とするまちとして、平和展の開催、原爆被爆資料の展示など、平和の尊さを次代へ継承する取組を続けてきました。こうした活動は、戦争の悲惨さを風化させず、平和の意識を市民社会に根付かせる大切な営みです。

被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という切実な願いを受け継ぎ、非核三原則を堅持し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現に向けて着実に努力を重ねていくことは、唯一の被爆国である日本にとって重要な課題であるとともに、「非核平和都市」芦屋市の理念にも深く通じるものであります。

よって、国会及び政府におかれては、被爆地の思いと国民の平和への願いを真摯に受け止め、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて一層の努力をされるよう強く要請します

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。